春日井市外国人学校運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、外国人学校の運営の円滑化及び施設の充実を図るため、予算の範囲内で、市内の外国人学校の設置者(以下「設置者」という。)が教育を行うために要する経費に対し補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、設置者が教育を行うために要する経常的経費で、消耗品費、光熱水費、旅費交通費、修繕費、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、機器備品・図書の整備費及びその他の経費のうち市長が認めるもの(人件費を除く。)に対して行う。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、17,500 円に毎年度5月1日現在において外国人学校に在 籍する児童生徒数を乗じて得た額に400,000 円を加えた額を上限とする。

(交付申請の期限)

第4条 規則第3条の規定により、交付申請書を提出する期限は、補助を受けようとする年度の5月31日までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、 児童生徒数を確認できる書類とする。

(補助条件)

- 第6条 規則第4条第2項の規定による補助条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
 - (2) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定

通知を受けた日から10日以内とする。

(軽微な変更の範囲)

- 第8条 規則第8条第1項の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、次の とおりとする。
 - (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的又は効率的な使用に資するものであり、 かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の 20パーセント以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度と すること。
 - (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
 - (3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更 (補助金の交付方法)
- 第9条 補助金は、規則第4条第1項の規定による交付決定をした後、設置者の 請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付す べき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第 10 条 規則第 9 条の規定による実績報告は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金等の交付決定のあった年度の翌年度の4月 20 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要綱の規定により、市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。